歳出関係資料②

(社会福祉施策)

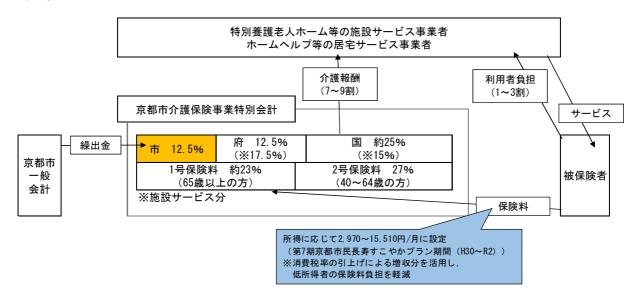
主な事業の概要

- ・老人福祉費の主な事業
- ●多額の公費を投入し、利用者負担の軽減をしている事業
- •本市独自で実施している事業

介護保険制度の概要

介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行等を受け、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に平成12年度に創設。

<仕組み>

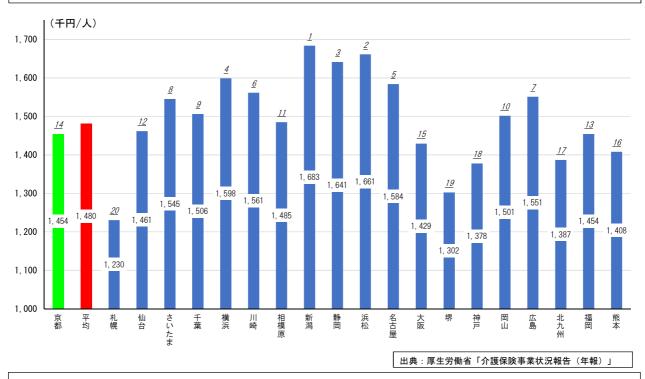


高齢者1千人あたりの要介護(要支援含む)認定者数・高齢化率の他都市比較



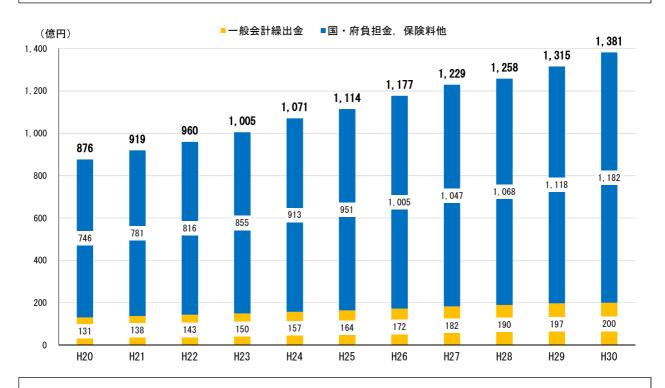
・本市は、高齢化率が他都市平均よりも高く、高齢者に占める要介護認定 者数も高水準となっている。

要介護(要支援含む)認定者1人あたりの介護給付費の他都市比較



・本市は、他都市と比較して、要介護認定者1人あたりの介護給付費は若干 低い水準となっている。

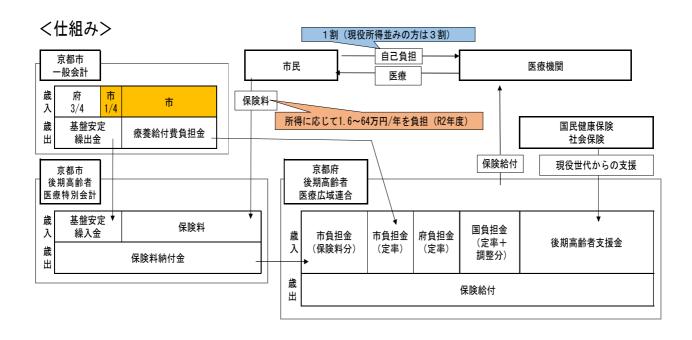
介護保険事業総額,一般会計繰出金の推移

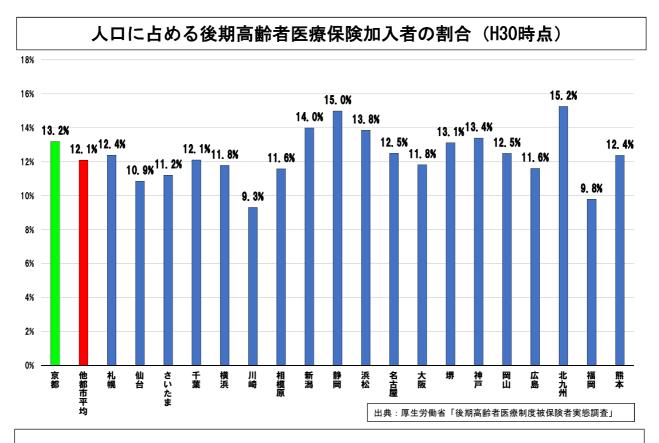


・ 高齢者数の増加に伴い、増加し続けている。

後期高齢者医療制度の概要

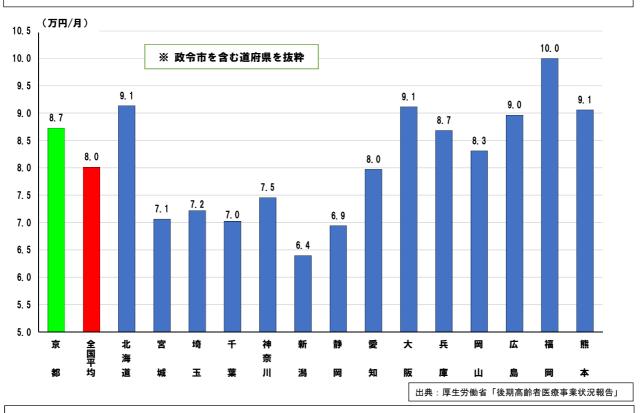
75歳以上の方と、一定の障害がある65歳から74歳までの方が加入する医療保険として平成20年度に創設。都道府県単位で運営を実施。





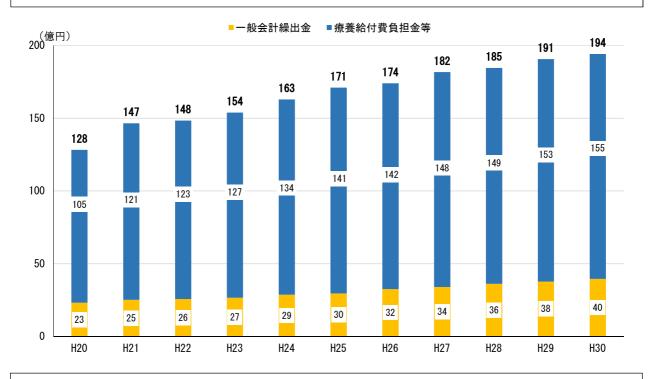
・本市の加入者割合は、他都市平均よりも高くなっている。

後期高齢者医療保険被保険者1人当たり医療費比較(H31.3)



・京都府の一人当たり医療費は、全国平均よりも高くなっている。

後期高齢者医療にかかる一般会計負担の推移

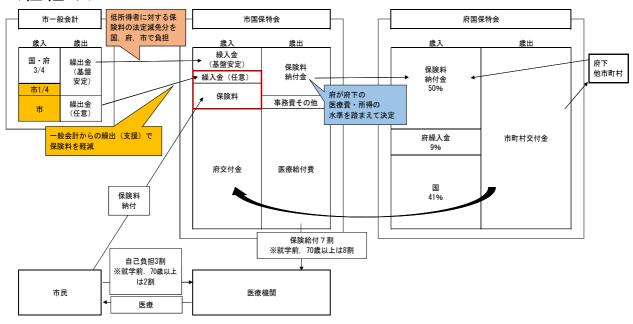


・ 高齢者数の増加に伴い、増加し続けている。

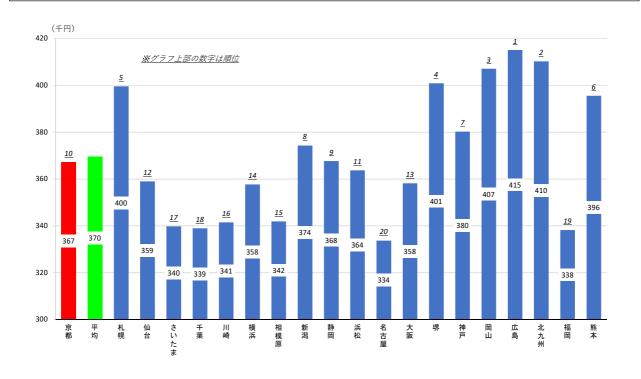
国民健康保険の概要

原則として,被用者保険に加入していない全ての方が加入する健康保険制度。(例外:生活保護受給者,後期高齢者医療保険加入者)

く仕組み>

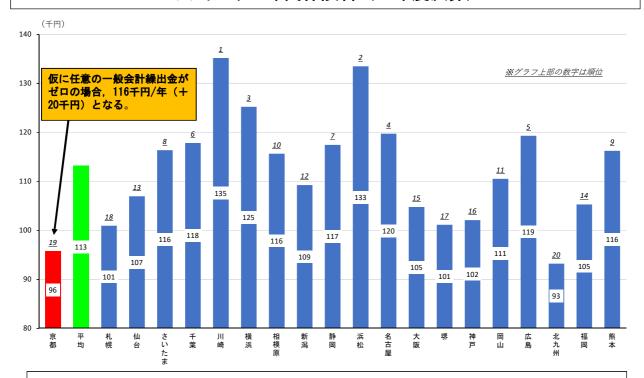


被保険者1人当たりの年間医療費(30年度決算)



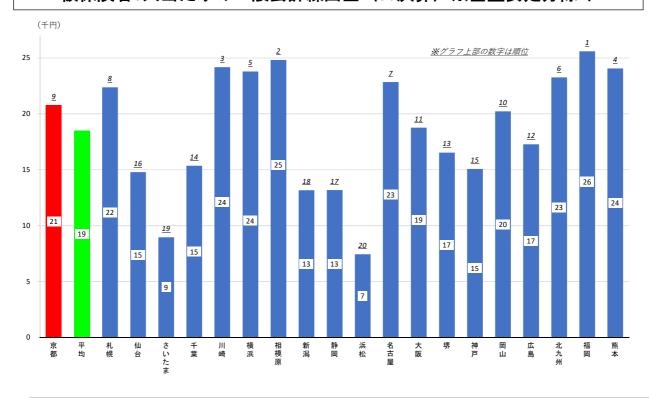
本市の一人当たり医療費は、他都市平均をわずかに下回っている。

1人当たりの年間保険料(30年度決算)



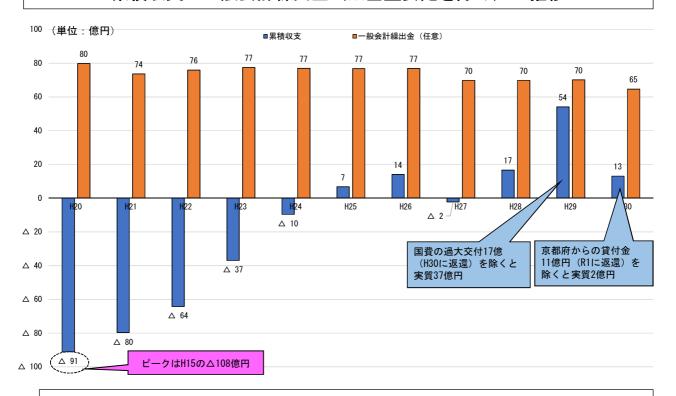
・本市の被保険者1人当たり保険料は他都市平均を下回っており、指定 都市中2番目に低い。

被保険者1人当たりの一般会計繰出金(30決算)※基盤安定分除く



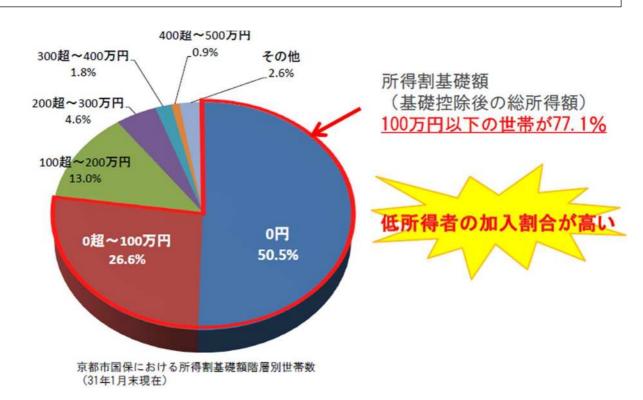
・本市の一般会計繰出金は他都市平均を上回っている。

累積収支と一般会計繰出金(※基盤安定を除く)の推移



- 累積収支不足は着実に改善してきている。

本市における国民健康保険制度の現状①



(出典) 令和元年度 京都市国民健康保険事業運営計画

本市における国民健康保険制度の現状②

(世帯数・被保険者数等の推移)

	28年度	29年度	30年度	增減(30-29)
世帯数(世帯)	213,658	208,754	204,693	△4,061
	(30.3%)	(29.1%)	(28.4%)	(△0.7pt)
被保険者数(人)	327,324	315,105	304,476	△10,629
	(23.1%)	(21.5%)	(20.8%)	(△0.7pt)
保険料減額適用率	78.9%	79.4%	80.6%	+1.2pt

※世帯数・被保険者数は3月末時点。()は京都市民全体に対する割合

(65歳以上被保険者数の推移)

	28年度	29年度	30年度	増減(30-29)
65~74歳(人)	129,283	125,970	122,543	△3,427
	(38.3%)	(38.9 %)	(39.1%)	(+0.2pt)

※人数は年度平均。()は被保険者数に対する割合

- 〇 被保険者数は、年々<u>減少傾向</u>にあるが、65歳以上の被保険者数の割合は 増加傾向にある。
- 保険料減額適用率は80.6%となっており、**政令指定都市で最も高い**。

(出典) 令和元年度 京都市国民健康保険事業運営計画

国民健康保険制度の都道府県単位化について

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組であるが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く、保険料の負担が重い」などの構造的な課題があり、今後も高齢化の進展等に伴い、医療費の増加が見込まれ、財政運営は厳しい見通し。このため、平成30年4月から、財政運営の都道府県単位化が行われ、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることとされている。

都道府県単位化の課題・目的の一つとして、域内の保険料水準の統一を目指すことがあげられており、先行他都市※の事例検証、市民に与える影響を詳細に分析の上、今後の方向性について、京都府と協議していく必要がある。

※先行他都市の事例

大阪府(H30年4月から統一済み(6年間の激変緩和措置有り)) 奈良県,沖縄県,北海道,広島県(R6年度までを目標に検討) 和歌山県,佐賀県(R9年度まで)

なお,京都府を含む,その他の都道府県は時期を明示せず, 将来的に統一を目指すこととしている。

敬老乗車証制度の概要

制度創設	昭和48年
目的	高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進(生きがいづくり、介護予防等)に寄与することを目的とする。
対象者	満70歳以上の希望者(H30年度:14.5万人) <参考:70歳以上人口:S50年8万人→H30年31万人>
事業 内容	市バス, 地下鉄, 一部エリアで特定の民間バスを無償で使用できる乗車証を交付し, 本市が利用者に代わって, 交通事業者の運賃相当額を負担
利用者 負 担 (年額)	生活保護受給者等 0円 市民税非課税の方 3,000円 市民税課税の方で合計所得が200万円未満の方 5,000円 " 200~700万円未満の方 10,000円 " 700万円以上の方 15,000円
事業規模 (H30決算)	(支出)交通事業者への負担金54億円 (収入)利用者負担 6億円 →本市負担は48億円
政令市 実施状況	14市で実施(うち1市はR2年8月末で廃止予定) その他3市は廃止済み、3市は元々実施していない。

敬老乗車証制度の政令市実施状況

<制	<制度を実施している自治体> (単位:億円)						
		実施方法		利用者負担等	IC化	交付者数	R2予算 (一財)
1	京都	定期券方式		所得に応じて0円~15,000円/年を負担	_	15.3万人	51. 4
2	横浜	定期券方式	応能 負担	所得に応じて0円~20,500円/年を負担 →R2年1月に社会福祉審議会(専門分科会)から,今後のあり方について答 申を受け,持続可能な制度構築等を検討されている。	_	42.6万人	103. 3
3	名古屋	定期券方式		所得に応じて1,000円~5,000円/年を負担	0	34. 4万人	120. 6
4	札幌	回数券方式		1,000円~17,000円負担 ⇒ 10,000~70,000円チャージ	0	33.0万人	40. 7
5	仙台	回数券方式		100円 (所得に応じて50円) 負担 ⇒ 1,000円チャージ (年上限12万円)	0	13.8万人	27. 7
6	川崎	定期券方式 割引券方式		①又は②の選択利用制 ①高齢者フリーパスを購入して乗車 (1,000円/月) ②無料で配布される証明書を提示し、大人料金の半額を支払って乗車	_	23.0万人	23. 2
7	大阪	割引券方式	応益	1乗車毎に50円を負担	0	36.3万人	46. 4
8	神戸	割引券方式 回数券方式	負担 (※2)	小児料金分を負担 (バスの負担上限110円はR2年10月1日廃止) 低所得者には、年3万円分の無料乗車券を配布→R2年10月1日廃止	0	24. 2万人	33. 5
9	熊本	割引券方式		500円でICカードを購入し、乗車時に運賃の2割を負担 (8割引)	0	7.3万人	5. 2
10	新潟 (※1)	割引券方式		正規料金の半額を負担	0	(不明)	(不明)
11	堺 (※1)	割引券方式		1乗車毎に100円を負担	0	23. 4万人	5. 2
12	北九州 (※1)	定期券方式		高齢者向け高割引定期券を販売 3か月: 8,000円, 12か月: 24,000円等 <参考: (全線利用可能) 1か月定期: 21,020円>	0	(不明)	(不明)
13	福岡	回数券方式	無し	年8,000~12,000円分利用できるICカード又はタクシー乗車券等を配布(選択式)	0	16.9万人	16. 4
14	4 広島 3,000円/年を助成 ⇒ 令和2年8月31日廃止予定 (令和2年9月1日以降,要支援・要介護高齢者を対象とした新たな交通費助成の開始予定)						

※1 新潟、堺、北九州は交通事業者による交通政策として実施されている。 ※2 川崎市の定期券方式は負担額一定、神戸市の回数券方式は負担額無し。

<廃止又は廃止を決定済みの自治体> <元々

	静岡	平成19年3月31日廃止
16	千葉	平成20年3月31日廃止
17	浜松	平成29年3月31日廃止

<₹	元々,制度が無い自治体>	>
18	さいたま	
19	相模原	
20	岡山	

敬老乗車証制度の近隣他都市の状況(H30決算)





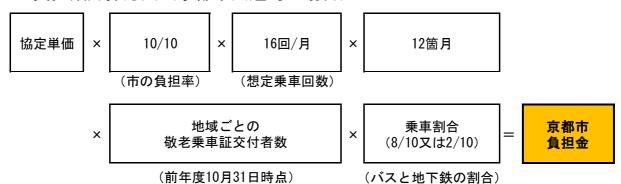
※太枠は、一般会計上の事業費を表す。

※事業費の負担割合は、本市において独自に推計したものであり、実際の数値と異なる場合がある。

(参考) 本市における敬老乗車証制度の交通事業者への負担金の考え方

交通事業者ごとに協定を締結し、負担金を支払っている。

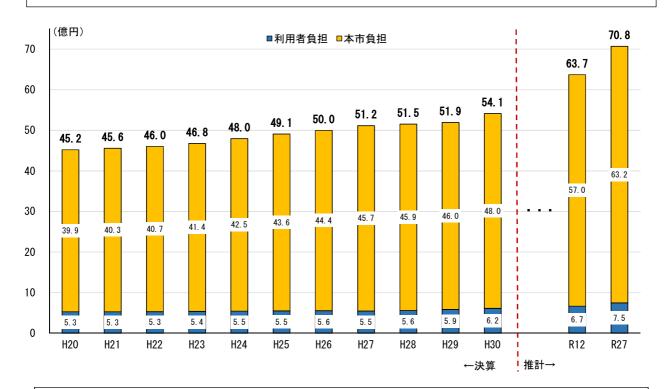
<負担額計算方法(京都市交通局の場合)>



< 参考: 敬老乗車証対象路線>

- ・本市の市バス,地下鉄の全路線
- ・岩倉・大原方面を運行する京都バス路線
- ・山科・醍醐方面を運行する京阪バス路線
- 京北ふるさとバス路線
- ・醍醐コミュニティバス路線
- ・特定地域(5行政区の17地域)を運行する西日本JRバスその他7社の路線の一部(特定地域の対象者に限る)

敬老乗車証制度の推移



- 事業費全体は10年間で約20%増加している一方、利用者負担の増加は約 17%となっている。

敬老乗車証制度に関するこれまでの在り方の議論等の経過

<H22年度> 京都市財政改革有識者会議からの提言(抜粋)

敬老乗車証のように、対象者が増加する福祉施策については、低成長時代においても施策を持続可能なものとするために、施策対象者のあり方や受益者負担のあり方や受益者負担の見直しが必要である。

<H25年度> 「今後の在り方に関する基本的な考え方」を策定 京都市社会福祉審議会からの答申の内容も踏まえ、基本的な考え方を策定。 (主な内容)

- ・所得に応じた負担(応能)から利用頻度に応じた負担(応益)に転換を図る
- 1乗車当たりの軽減された負担額と一定回数無償乗車を可能とする措置等との均衡 を考慮した上で、低所得者にも配慮した枠組みとする。
- ・地域における不公平感を軽減するため、市バスの運行本数が極端に少ない地域等に おいて、民営バス事業者の協力の下、利用者の選択の幅が広がる方策を検討
- ・交通事業者,利用者,現役世代を含む市民等から理解が得られるものとなるよう ICカード化を前提として,十分時間をかけて詳細な制度設計等に取り組む。 【参考:当時の事業費推計 ②40.7億円→①45.0億円→③49.1億円】

<H29年度> 市民アンケートを実施

制度の現状と課題をお知らせし、利用状況、負担等に関する市民アンケートを実施

⇒上記を踏まえつつ、幅広い観点から制度の在り方について、検討中。

敬老乗車証制度の関連施策

<社会参加、生きがいづくり(主なもの)>

- ・高齢者の経験や能力をいかした就労・社会参加の促進 シルバー人材センターへの支援、知恵シルバーセンターの運営
- ・地域における高齢者の生きがい、健康づくりの促進、居場所の提供 老人クラブ活動、健康長寿サロン、市民すこやかフェアへの助成 老人福祉センター、老人園芸ひろばの運営
- ・生涯スポーツの振興 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催支援 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加者派遣

<介護予防>

・フレイル対策の観点も踏まえた介護予防の取組の推進 「いきいき筋トレ教室」によるロコモティブシンドロームの予防、フレイル対策の観点も踏まえた運動・栄養・口腔に関する介護予防教室の開催、介護予防に取り組むボランティアやグループの育成等、総額72億円

(R2予算)の介護予防事業を実施

⇒敬老乗車証制度を開始した昭和48年以降, 高齢者の働ける環境の整備や, 介護保険制度の開始など, 高齢者の社会参加, 介護予防等を取り巻く環境 は大きく変化している。

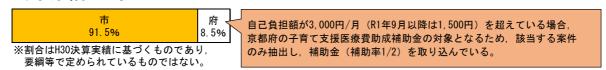
学童う歯対策事業の概要

子どもたちの健全な発育の増進を図るため、むし歯(う歯)の治療に対し、健康保険の自己負担額を助成する制度として、昭和36年に創設。

<対象者>

京都市に在住の社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入している小学生(ただし,生活保護受給者,ひとり親家庭等医療・重度心身障害者医療の支給対象者を除く)

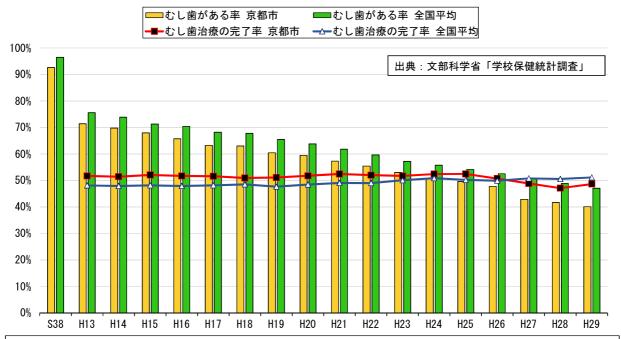
<財源構成等>



<他都市の実施状況>

小学生のむし歯治療費の自己負担に特化して助成している例はない(子どもに対する医療費助成の一環として対象となる例はあり)。

小学生のむし歯罹患率及び治療完了率の推移

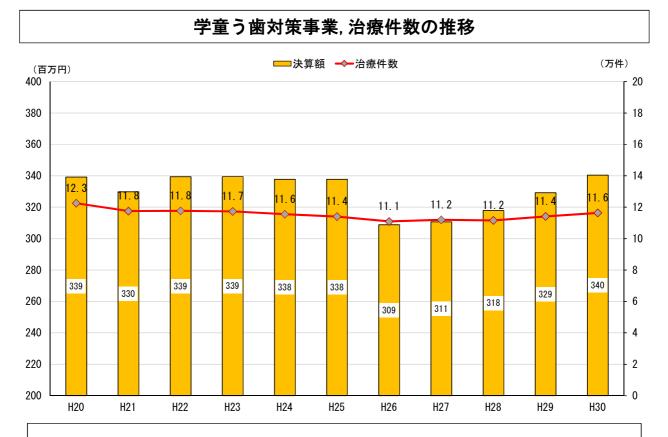


- ・むし歯に罹る割合は制度創設時から大幅に低下しており、本市は全国平均を下回っている。
- むし歯になってからの治療完了率は概ね横ばいで推移しているが、近年では全国平均を下回っている。

むし歯治療の罹患率, 治療完了率の他都市比較 (H30)



・本市は罹患率は他都市平均を下回っているものの、治療の完了率も他都 市平均を下回っている。



・治療件数、決算額ともに近年はやや増加傾向にある。

(参考) 本市における関連施策の状況

<予防対策(主なもの)>

・フッ化物歯面塗布事業

2~3歳児を対象に、むし歯予防に有効なフッ化物の塗布を実施(1回)

集団フッ化物洗口支援事業

永久歯の萌出が始まる4,5歳児を対象に、保育所、幼稚園等が実施するフッ 化物洗口(ぶくぶくうがい)の導入に対する技術的支援、必要物品の支給

・小学校におけるフッ化物洗口の実施

<医療費の助成>

・子ども医療

0歳~中学生までの子どものうち、他施策(生活保護やひとり親家庭等医療等)の対象とならない世帯を対象に、医療費の自己負担額を軽減する制度。 通院の場合の自己負担上限額は1,500円/月(※0~2歳は1医療機関200円/月)。 所得制限無し。

・ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭の親子を対象に、医療費の自己負担額をゼロとする制度。 所得制限有り(扶養親族が1人の場合、給与収入で約420万円)。

学童う歯対策事業に関するこれまでの外部委員会等からの指摘等の状況

<H22年度> 京都市財政改革有識者会議からの提言(抜粋)

学童う歯対策事業のように、施策を取り巻く環境に変化が見られる事業についても、今後の社会保障制度の動向も踏まえながら、施策のあり方等を検討する必要がある。

<H24年度> 包括外部監査からの指摘事項

他の制度、他の方法がないかを含めて、学童う歯対策事業の見直しを検討すべきである。

<H28年度> 包括外部監査からの指摘事項(抜粋)

過去の指摘を踏まえ、早急に改善を行われたい。

< H30年度> 包括外部監査からの指摘事項(抜粋)

過去の監査において、事業の必要性等を見直す必要があると指摘されてきたが、事業自体は何ら変更なく継続されている。措置状況としては検討中とのことであるが、検討に6年も要している状況は検討スピードが不十分と言わざるを得ない。子どもを対象とした他の医療制度とも併せた総合的な検討が必要であると思われるため、早急に検討を完了されたい。

被災者住宅再建等支援事業の概要

地震, 台風, 豪雨等の災害により被災された住宅の復旧を支援するため, 被災者生活再建支援法に基づき国が支給する支援金に, 府市共同又は, 本市独自で支給額を上乗せ, 対象を拡充するもの。

(※本市独自での実施はH27年度に開始)

(単位:万円) 支援法等 支給 上限額 要件等 被災区分 備考 市 玉 の適用 府補助 (補助率 300 国支給額に 全壊 450 ・ 市町村で150件以上の住家が減失 250 府市で上乗せ 本市への 大規模半壊 350 100 67 ・都道府県で2.000件以上の住家が滅失 支援法の ・市町村で10世帯以上の住家全壊が発生 150 150 100 半壊 適用有り 府市で独自に対象 一部損壊等 50 50 33 府制度の 適用有り 300 300 200 全壊 ・府内で支援法の適用があった場合 国基準相当額を独 自に支給 ・他の都道府県で支援法が適用された災害であり、 大規模半壊 250 250 167 府内で支援法の適用基準の概ね1/3以上の災害 支援法適用の場合 半壊 150 150 100 ※本市の場合,50世帯以上の住家滅失が要件 の独自支給額に準 本市への 一部損壊等 支援法の 300 300 適用無し 250 250 大規模半壊 上記以外の全ての災害で、一時的に居住することがで 本市独自に府制度 きない程度の被害を受けた世帯 相当額を支給 150 <市独自> 50 50 一部損壊等

被災者住宅再建等支援事業の状況等について

近年では、数十年に一度といった災害が毎年のように発生しており、また、災害の内容も多様化・激甚化する傾向にある。

<執行状況等>

(単位:百万円)

	H27	H28	H29	H30	R 1予算	R 2 予算
支給件数	63	5	1	7, 873	-	_
うち、市独自	4	0	0	7, 790	_	_
支給額	12	2	0. 05	1, 208	1, 669	398
うち、市独自	1	0	0	1, 191	1, 669	398

[※]各年度,前年度からの繰越分を含む

R1以降も支出が発生している。

H30年台風21号では、主として暴風により9,000棟を超える被害が出たが、その多くは一部損壊(約8,500棟)であり、国・府制度の対象とならず、多くが本市単独での実施となった。 ※生活再建方法の検討に時間を要するため、申請期間はり災から最大3年間としており、

※他都市の事例

政令指定都市では千葉市のみ恒常的な市独自制度を整備。 (H27年度開始。ただし、これまで本制度を適用した実績は無し。)

[※]支給額はいずれも基礎支援金、加算支援金の合計

[%]滅失は全壊=1, 半壊=1/2, 床上浸水1/3でカウントされ, 床下浸水, 一部損壊はカウントの対象外

[※]国支給分は(公財)都道府県センターから被災者へ直接支給される

(参考)「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」検討結果

内閣府,全国知事会等で構成される,実務者会議において,当該制度の今後のあり方について,令和2年7月30日付で以下の検討結果が報告されている。

